

令和9年度小金井市高齢者いこいの部屋の 定期使用申請について

日頃より、高齢者福祉事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。
このたび、令和9年度の定期使用申請を受け付けますので、利用希望の団体は、添付の申請書類等により、下記の要領にてお申込みください。なお、使用できる施設やご注意点は裏面のとおりです。

記

1 使用できる団体

- (1) 小金井市悠友クラブ（老人クラブ）
- (2) 介護予防事業の一環として、小金井市又は地域包括支援センターの支援を受けて活動する団体
- (3) 主に小金井市内に住むおおむね60歳以上の会員で構成される定期的な活動を継続する団体
- (4) その他市長が特に認める団体

※ 使用希望が重複した場合、上記の記載順に優先とし、なお、重複の場合は抽選となる場合がありますので予めご承知おきください。

※ 上記にかかわらず、市の事業で高齢者いこいの部屋を優先して使用する場合があります。

2 提出書類

- (1) 小金井市高齢者いこいの部屋使用申請書
- (2) 使用希望日程表（必要に応じてコピーの上ご使用ください。）

3 提出期限

令和8年11月6日（金）介護福祉課 高齢福祉係 必着

4 提出先 （郵送又は窓口へ）※提出先は、介護福祉課のみとなります。

〒184-8504 小金井市本町6-6-3
小金井市 福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係 宛て

5 問合せ先 小金井市 福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係

電話 042-387-9843（直通）

開庁日時等 月曜から金曜まで祝日を除く、8:30～17:00

～⇒⇒⇒ 裏面に続きます。 ⇒⇒⇒～

高齢者いきいの部屋のある施設

名称	休館日	備考
婦人会館	第2・4月曜日	婦人会館は、 <u>振替休日を除く祝日</u> が休館日の場合、その翌日が休館日となります。
上之原会館	第2・4月曜日	<u>祝日・振替休日</u> が休館日の場合、その翌日が休館日となります。
前原町西之台会館	第2・4水曜日	
桜町上水会館	第2・4水曜日	
東町集会所	第1・3火曜日	悠友（老人）クラブのみ利用
公民館貫井南分館	第1・3火曜日	悠友（老人）クラブのみ利用
公民館緑分館	第1・3火曜日	悠友（老人）クラブのみ利用

※ 各施設とも休館日を除く 9：00～17：00 のうち 1時間単位での使用とします。必要な時間のみ申請してください。

※ 希望重複の際は、介護福祉課の担当者から電話にて相談させていただく場合があります。沢山の方が利用できるよう、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

※ 上記の他に年末年始（12月29日～1月3日迄）も休館します。休館日の詳細は、直接、施設にご確認ください。